

最高乗務距離の指定及び最高限度について Q & A

1. 公示の主な変更内容は。

指定地域の拡大と日勤勤務について新たに設定をし、高速自動車国道等の取扱いについて明確にした。

(追加地区)

大阪地区・・・北摂交通圏、河北交通圏、河南交通圏

神戸地区・・・伊丹市、宝塚市、川西市、川辺郡

2. 指定地域を拡大した理由は。

新法附帯決議（衆議院14）に付されているとおり、利用者の安全を確保する観点からも、運転者の労働条件の悪化を防止すること等を目的としている。

3. 高速自動車国道等を利用した場合の50kmの数字の根拠は。

日常的な運行における運送でなく、臨時偶発的にやむを得ない理由がある長距離運送を除外するとの考えに基づき、一定の距離を超えるものについて考慮した。

(参照)

事業（営業）区域の境界から概ね50km以上離れた区域への運送については乗車を拒否することができること等に基づき50kmとした。（「乗車拒否の構成要件とその具体例による解釈指針について」昭和45年11月12日付け大阪陸運局長通達）

4. 個人タクシーを含めた理由は。

個人タクシーは事業者として自己管理が義務付けられている。ただ、基本的には殆どが日勤勤務であり、この度日勤勤務を含め全ての勤務形態が対象となったので規制をかけた。

5. 当該運送を引き受けることにより、定められた最高乗務距離を超えることとなる時、運送の申し込みを断ることができるか。

旅客に十分説明したうえで、断ることができる。

(参照)

(「乗車拒否の構成要件とその具体例による解釈指針について」昭和45年11月12日付け大阪陸運局長通達)

6. 「高速自動車国道等を1回の利用において」とは、1運行1回だけと解するのか。

1運行あたり、高速自動車国道等を2回以上利用(空車、復路可)した場合においても、それぞれが連続して50km以上であれば、それぞれについて50kmを利用したものととして乗務距離に算入する。

(例)

・乗車	→	高速 IN	→	高速 OUT	→	降車
10 km		100 km		10 km		
	→	高速 IN	→	高速 OUT	→	帰庫等
10 km		100 km		10 km		

走行距離 240 km → 乗務距離 140 km

7. 隔日勤務と日勤勤務の区別は労働時間で判断するのか。

「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」による。

8. 隔日勤務の運転者が休日労働を行った時、労働時間が16時間以内の場合は日勤勤務と解して良いか。

隔日勤務と日勤勤務との混合勤務は本来認められるものではないが、命令を受けた勤務が日勤勤務である場合、下記の要件を満たせば日勤勤務と解する。

- ① 2週間における総拘束時間の長さが、隔日勤務の総拘束時間(126時間)の範囲内であること。
- ② 日勤の勤務の拘束時間が16時間を超えないこと。
- ③ 日勤の勤務と次の勤務との間には、8時間以上の休息期間が確保されていること。
- ④ 日勤の休日労働を行わせる場合は、隔日勤務の休日労働とあわせ2週間に1回を限度とすること。

(「自動車運転者の労働時間等の改善基準に関する疑義について」昭和55年7月26日付け基監発第18号労働省労働基準局監督課長通達)

9. 隔日勤務の運転者が、16時間以内で早退した場合の勤務は隔日勤務か、それとも日勤勤務か。

隔日勤務の運転者が、16時間以内で早退しても勤務自体は隔日勤務である。

10. 阪神高速道路は自動車専用道路と解するのか。

解する。

11. 乗務記録に利用距離を記載するとあるが、運転者がその場で記載できない場合は、運行管理者が帰庫後記載しても良いか。

路線名、利用区間、利用距離については帰庫後記載しても良い。

12. ETC車の場合、乗務記録に利用明細書等添付するのではなく、別に綴って保管してもかまわないか。

別綴りでもかまわない。監査、調査時等に速やかに提出できれば良い。

13. ETC車以外で利用し領収書を旅客に渡した場合は。

自社の領収機等で発行する領収書を添付することとする。